令和4年度等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初(令和4年4月1日現在)における、等級等ごとの職員数を公表します。なお、単純労務職員については、この規定は適用されませんが、参考として同様に公表します。

行政職給料表

	精科衣 等級別基準職務表に規定する	合計		内訳		職制上の段		
等級	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師、保健師、栄養	27人	16.8%	主事	16人	50人	31.0%	主事職
	士、社会福祉士、保育士及び 教諭の職務			栄養士	2人			
	教訓の職務			保育士	4人			
				教諭	5人			
				計	27人			
2級	高度の知識又は経験を必要と	23人	14.3%		11人			
	する業務を行う主事等の職務			技師	3人			
				保健師	3人			
				保育士	4人			
				教諭	2人			
				計	23人			
3級	主査の職務又は職務の複雑、 困難及び責任の度がこれと同 程度のものとして長が規則で 定める職務	47人	29. 2%	主査	47人	47人	29. 2%	主査職
	7 - 7 - 17,193							
				計	47人			
4級	副班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれ	21人	13. 1%	副班長	3人	4人	2.5%	副班長職
	継、困難及び貢任の度かこれ と同程度のものとして長が規			次長	1人	_		
	則で定める職の職務			主幹	17人	17人	10.6%	主幹職
				計	21人			
5級	班長の職務又は職務の複雑、 困難及び責任の度がこれと同	30人	18.6%		17人	30人	18.6%	班長職
	困難及い負任の及がこれと向 程度のものとして長が定める			次長	2人			
	職の職務			副参事	1人			
				室長	2人			
				保育所の所長	3人			
				園長	2人			
				給食センターの所長	1人			
				公民館の館長	1人			
				水道事業所の副所長	1人			
				計	30人			
6級	課長の職務又は職務の複雑、	11人	6.8%	課長		13人	8.1%	課長職
	困難及び責任の度がこれと同 程度のものとして長が定める			会計管理者	1人			
	職の職務			危機管理監	1人			
	1574 - 157474			水道事業所の所長	1人			
				議会事務局の局長	1人			
				選挙管理委員会事務局の局長	1人			
				教育次長	1人			
				計	11人			
7級	重要な業務を所掌する課の長	2人	1.2%	課長	2人			
	の職務又は職務の複雑、困難 及び責任の度がこれと同程度 のものとして長が規則で定め る職の職務							
	· ン 4成 V ノ4成 4力			計	2人			
				Į I	2/5			

※再任用職員を含む

単純労務職員の給与に関する規程 給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
寻拟		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 技能技師の職務	0人	0.0%			4人	100.0%	主事職
	2 技能主事の職務							
				計	0人			
2級	1 相当の技能又は経験を必	0人	0.0%					
	要とする業務を行う技能技師							
	の職務 2 相当の技能又は経験を必							
	要とする業務を行う技能主事							
	の職務			計	0人			
3級	1 高度の技能又は経験を必	4人	100.0%	技能主事	3人			
	要とする業務を行う技能技師			技能技師	1人			
	の職務 2 高度の技能又は経験を必							
	要とする業務を行う技能主事							
	の職務			計	4人			
4級	1 技能主任の職務又はこれ	0人	0.0%			0人	0.0%	主任職
	に相当する業務を行う職務							
				計	0人			